

# 陳情第12号

原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書



2014(平成26)年9月18日

霧島市議会  
議長 常盤 信一様

陳情者 グリーンコープかごしま生活協同組合  
理事長 穴道 紀代美  
電話番号 099- [redacted]

陳情者 グリーンコープかごしま生活協同組合  
あいら支部理事 小濱 淳  
霧島市国分中央 [redacted]  
電話番号 090- [redacted]

陳情者 グリーンコープかごしま生活協同組合  
あいら支部理事 亀崎 恵里子  
霧島市隼人町姫城 [redacted]  
電話番号 090- [redacted]

陳情者 グリーンコープかごしま生活協同組合  
あいら支部理事 草野 聡美  
霧島市隼人町姫城 [redacted]  
電話番号 080- [redacted]

陳情者 グリーンコープかごしま生活協同組合  
あいら支部組合事務局 池田 律子  
霧島市溝辺町崎森 [redacted]  
電話番号 090- [redacted] (代表)

## 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情について

### 陳情の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から3年になるが、いまだ収束していない。15万人余りの人々が避難生活を強いられ、放射能被害は、国民に甚大な影響を与え続けている。この事故は、他の産業事故では考えられない規模で地域社会を破壊し、放射能汚染は長期にわたって続き、どこまで拡大するのかも定かではない。

現在の原発技術は、過酷事故（シビアアクシデント、炉心溶融に至る重大事故）の可能性も排除できず、使用済核燃料の安全な処分もできない未完成で危険なものである。これを「再処理」・「再利用」する施設は、原発以上に技術的に未完成で危険なもので、稼働のめどが立っておらず、仮に稼働したとしても、その結果生じる高レベル放射性廃棄物をどう処分するかについて、誰もその答えを持っていない。

こうした危険を持つ原発を、世界有数の地震国であり、世界で1、2の津波国である日本に集中的に立地することは危険極まりないことであり、日本列島のどこにも、大地震、大津波の危険のな

い「安全な土地」と呼べる場所はない。

また、政府は、原発再稼働や新增設、原発輸出を公言し、前政権の「2030年代原発稼働ゼロ」という極めて不十分な方針すら白紙に戻すとしている。しかし、「国民の過半は、原発に依存しない社会を望んでいる」という政府も認めた国民の認識は、政権が交代したことで変わるものではない。

その新基準で、電力会社は原発から160km圏内の火山活動の影響を想定することも義務付けられる。全国全ての原発の160km圏内に火山が1カ所はある。その中でも川内原発は160km圏内に10を超える火山が存在し、その上、大規模噴火の可能性のある始良カルデラなどがあるため、火砕流だけでなく火山灰による送電網やフィルターの機能不全で、非常用ディーゼル発電機が作動しない危険性があり、火山学の専門家は必要性を訴えている。

さらに、九州電力の原発を全て停止しても電力供給に余力があることは九州電力の資料によって明らかにされている。このような状況になったからにはエネルギー政策の転換を国や電力会社に要請し共に進めるべきある。

福島第一原発事故からもわかるように、住民保護の観点では、国も電力会社も全くなすすべがなかった。九州電力が過酷事故に陥った場合、東京電力の原発事故対応以上の対応を望むことは、相当難しいと考えられる。自然エネルギーに力を注ぐことで研究はすすみ新たな再生可能エネルギーを生み出すチャンスともなり得る。住民の命と自然という財産を守り、このふるさとに住み続けたいという住民の願いに沿うために、自然エネルギーを利用した発電に転換することこそが安心安全のまちづくりへの早道と考える。国や電力会社が再生可能エネルギーの推進、自然を活かした観光の推進と拡大などをすすめれば、まちづくりに希望が湧く。

ついては、貴議会におかれては、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換することの決議を行っていただく、下記事項について陳情する。

さらに、別紙の意見書を鹿児島県知事あてに提出されるよう、案文を添付して陳情する。

## 記

(陳情事項)

1. 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換することを求める決議をしていただくこと。

### 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める決議 (案)

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求めるよう、国および原子力規制委員会に対応することを求める。

- (1) 「住民の安全を守る」一点で一致して、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める決議をしていただきたい。

以上決議し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014 (平成26) 年5月15日

議会議長 常盤 信一

提出先

鹿児島県知事 あて

以上